# 私自身の所有権者は誰か

氏名：大野菜月
名列番号：014
学籍番号：1651020020
指導教員：足立英彦
提出年月日：2020 年 1 月

論文要旨

自身の所有している服や家に所有権が及ぶことは、今日では疑いようもない事実であるが、それらを所有している私自身は誰の所有物なのだろうか。その疑問に対する一つの回答として、「私の所有者は、私である」という考えがある。それが自己所有権テーゼである。これはG・A・コーエンが使い始めた言葉で、「各人は自分の身体と能力の道徳的に正当な所有者であって、それがゆえに各人は他者に対してその能力を攻撃的に用いないならば、好きなように行使する自由を（道徳的に言えば）有する[1]」という考えである。自己所有権は、森村進に従うと「自分の人身（身体）への所有権として理解された自己所有権を『狭義の自己所有権』（中略）、自分の労働の産物とその代価としての財産の権利も含めて『広義の自己所有権』[2]」に分類できる。その中で特に、「狭義の自己所有権」の正当性について議論する。本稿は、身体に及ぶ所有権者が問題となる事例を検討することによって、自己所有権の正当化を試みるものである。

最初に、自己所有権の持つ意義について簡単に紹介する。第一章でジョン・ハリスの提案した「臓器移植のくじ」を扱う。くじによる臓器移植の強制を拒否できるかの検討を通して、自己の臓器に所有権が及んでいるか検討する。第二章では、コーエンが自己所有権論を批判するために仮定した、「眼球の再分配」の問題を扱う。再分配の対象となる器官が、生まれ持った器官である場合と貸与された器官である場合とで、それぞれの移植の強制を拒否できるか検討し、コーエンの自己所有権テーゼに対する批判が成功しているかを検討する。第三章では、自己所有権テーゼが「自己奴隷化契約」を肯定しうるという問題を扱う。自己奴隷化契約を否定する人々の論拠について、自己奴隷化契約を正当に否定できるか検討する。最後に自己所有権テーゼに内在する、自己奴隷化契約の肯定に伴う問題について考察し、一応のまとめとする。

[1] G・A・コーエン（松井暁・中村宗介訳）『自己所有権・自由・平等』（青木書店、2005年）95頁。
[2] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』（講談社、2001年）35頁。

目次

はじめに

第一章　臓器移植くじを拒否できるのか
　第一節　臓器提供者に選ばれた罪なき人が殺されるのは、非人道的だ
　第二節　社会の安心感を損ねる
　第三節　積極的に殺すことと消極的に死なせることの道徳的な差異
　第四節　不養生の人が増える
　第五節　その他の議論
　第六節　臓器移植くじを拒否する自然な論拠

第二章　自己所有権への批判――眼球の再分配
　第一節　片目の再分配
　第二節　「貸与」された眼球の再分配
　第三節　眼球の再分配と自己所有権テーゼとの検討

第三章　自己所有権への批判―自己奴隷化契約は否定できるか
　第一節　危害原理
　第二節　非財産的権利に限定する
　第三節　限定されたパターナリズム
　第四節　契約の当然的帰
　第五節　自己奴隷化契約と自己所有権テーゼとの検討

おわりに

## はじめに

自己所有権という言葉自体が使われ始めたのは比較的最近のことであるが、その思想はジョン・ロックの労働所有権論まで遡ることができる。ロックは「人は誰でも自分自身の一身については所有権をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有しないものである。彼の身体の労働、彼の手の動きは、まさしく彼のものであるといってよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも、彼が自分の労働を混じえたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに付け加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである[3]。」と述べた。このロックの労働所有権論は、今村の解説によると以下の通りである。人類の共有物である自然物に労働を加えると、それは自己の所有物となる。なぜならその労働は自己の身体から生まれたものであって、自己の身体は間違いなく自分の所有物であるから[4]と、自己所有権という言葉は用いていないが、労働によって所有権を獲得できる論拠に自己所有権を用いている。一方でコーエンをはじめとするラディカルな平等論者たちは、「ある人が生まれながらに、あるいは社会的環境のおかげで、恵まれた健康や資質を持っているとしても、その人物はそれに値するわけではなくて、この事実は『道徳的な観点からは恣意的』（ロールズのよく使う表現）だから、人々の間の分配の不平等を正当化するものではない[5]」と、自己所有権テーゼを受け入れない。しかし、人々が自己の身体について所有権を有しているのであるという主張は、人々が自己の身体に値するか否かという問題ではなくて、人々がそれぞれ独立した別々の人格として認められるために、身体に対する所有権を出発点とせざるをえないのであると、ノージックは批判する[6]。

以下では、臓器移植くじに対する拒否を正当化する様々な論拠を検討し、その中で自己所有権テーゼの検討を行う。さらに自己所有権テーゼの批判としてコーエンの提示した眼球の再分配について議論し、自己所有権論が正当なのか確認する。最後に、自己所有権を肯定すると導き出される、自己奴隷化契約を禁止できないという問題について、それが自己所有権を否定しうる問題となりうるか検討する。

## 第一章　臓器移植くじ

---

[3] ジョン・ロック（加藤節訳）『完訳　統治二論』（岩波書店、2010 年）32-33 頁。
[4] 今村健一郎『労働と所有の哲学―ジョン・ロックから現代へ』（昭和堂、2011 年）32 頁。
[5] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』35 頁。
[6] ロバート・ノージック（嶋津格訳）『アナーキー・国家・ユートピア：国家の正当性とその限界』（木鐸社、1992 年）253-381 頁、451-474 頁。

イギリスの哲学者であるハリスは、サバイバル・ロッタリーという「生き残りのためのくじ」を提案する[7]。ハリスは臓器を移植する技術が非常に発達した社会を想定する。技術の進歩によって臓器の移植に伴う、拒絶反応や適合などの問題は解決されているとする。そのような社会において、次のような臓器提供を強制するくじを提案する。すべての健康な社会のメンバーに抽選番号を割り振り、臓器移植をすれば助かる瀕死の患者に適当な臓器提供者が現れない場合、すなわち自然死や脳死によって手に入る臓器がない場合に、ランダムな数字をコンピューターが選ぶことにする。選ばれた数字に該当する 1 人の臓器提供者は、2 人以上の選ばれた患者に臓器を移植して救うために殺される。このシステムは、1 人の健康な人の犠牲によって 2 人以上の病人が助かることを可能にするため、現在よりも遥かにたくさんの人々が長生きできるようになる。例外としてタバコの吸いすぎで肺がんになったり、お酒の飲みすぎで肝臓に疾患を抱えたり、自業自得で臓器移植が必要になった者には臓器移植の受益者になることを認めない。

この制度を現実に実施しようとすると、社会の全メンバーの健康状態と、生活態度を把握するための経済的コストや、政治的な目的のためにくじを悪用する危険性が挙げられるが、そこは仮定の話なので無視する。

人々はこれらの制度にいくつかの理由から反対するかもしれない。

第一節　臓器提供者に選ばれた罪なき人が殺されるのは、非人道的だ

臓器提供者に選ばれた罪なき人が殺されるのは、非人道的であるから、臓器移植くじの制度は認めることができないという反論が考えられる。しかし、臓器移植くじの犠牲者が何の罪もないのに殺されてしまうのは非人道的だというなら、自分の臓器が偶然疾患を抱えているために死んでしまう病人にも罪はないため、臓器移植によって助けずに殺してしまうのは非人道的ではないのだろうか。前述したとおり臓器疾患の原因が自分の不養生にある者は除外されているため、臓器移植の対象になるどの患者も運悪く病人であるだけなのだ。「健康な人はたまたま運が良くて健康なだけで、病人よりも生きるに値するわけではない。両方とも同じ資格を持っている。それならばなるべく多くの人間を救うのが、人命尊重の命ずるところである[8]。」

アメリカの自由主義哲学者であるロールズは、出身階層のいかんにかかわらず社会に存在するすべての人々の自由と権利のための「公正としての正義」を構想した。ロールズにとって、人々が生まれ持った様々な本人にまつわる条件は、すべて本人に起因する本人のものではなく偶然なのである。生まれた時代の需要に適した才能を持って生まれた人々

---

[7] H・T・エンゲルハート＆H・ヨナス（加藤尚武・飯田亘之編）『バイオエシックスの基礎　欧米の「生命倫理」論』（東海大学出版会、1988 年）170-184 頁。
[8] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』48 頁。

は、自分の才能ゆえに稼ぐことのできるわけではなく、運が良かったのだとみなされる[9]。例えばマイケル・ジョーダンはバスケットボールの才能に偶然秀でていただけでなく、バスケットボール選手として活躍することで多くの人々がお金を払う社会・時代に運良く生まれたため、高額を稼ぐことができた。だからこそ、運の良かった恵まれた人々の稼いだ財は、社会的財とみなされ、恵まれていない人々に再分配されるのである。同様にして、恵まれた健康的な臓器を持って生まれてきた人々の臓器も、社会的財とみなし、恵まれない臓器を持って生まれてきた人々に分け与えるという論が成立する。

第二節　社会の安心感を損ねる

いつ臓器移植を強制されて死亡することになるかわからないような社会では、安心して暮らすことができないと反論する人がいるかもしれない。確かに、いつ自分に臓器提供の強制という不幸が降ってくるかわからない社会では、健康な人々は安心して暮らせない。いつ突然に家に医療関係者が表れて、臓器疾患を抱える瀕死の患者のために臓器を抜き取られて、死ぬか分からない毎日を送ることになるからだ。

しかし、どのくらい恐怖におびえて暮らすことになるか、はたまた安心して暮らすことができるかは、くじの当選確率による。例えば交通事故に突然巻き込まれて死亡することを恐れて、安心して暮らすことのできない人はおよそめったにいないだろう。現代の日本では毎年 3500 人くらいの人々が交通事故で死亡している[10]。毎日約 10 人の人々が亡くなっている計算になるが、私たちは毎日交通事故で死亡する恐怖におびえて生活してはいない。臓器移植のくじに当選する確率が、交通事故によって死亡する確率と同程度の社会なら、現代の日本と同じように、くじを恐れずに生活できる人々が大部分を占めるだろう。それどころか、臓器移植のドナーが見つからずに死亡してしまう病人の不安は取り除かれる上に、臓器が原因の不治の病を抱える患者に対して大きな希望を与える。

第三節　積極的に殺すことと消極的に死なせることの道徳的な差異

「臓器移植のために積極的に健康な人を殺すことと、消極的に臓器疾患を抱えた病人に臓器移植を施さず、死ぬに任せることは道徳的に異なる」という主張もありうる。しかし、その主張には消極的に死ぬに任せることは、積極的に殺すことよりも、ましだという理由が必要となる。もし、生き残りのためのくじという提案を無下にはねつけようと思わないなら、その制度に殺人が含まれているといっても答えにはならないし、そういう理由

---

[9] ジョン・ロールズ（川本隆史・福間聡・神島裕子訳）『正義論　改訂版』（紀伊國屋書店、2010 年）10-16 頁。

[10] 2018 年における交通事故による死亡者は 3532 人。e-Stat　政府統計の総合窓口「道路の交通に関する統計　平成 30 年中の交　通事故の発生状況」政府統計コード：00130002

で反対することはできない。なぜなら、この言説は可能な限り多くの命を救う手段があるのに、その手段の実行を怠るのも結局は殺人になるのではないか、という問いを避けて通るだけだからである。

殺すことと死ぬに任せることに道徳的に相違があるという見解を擁護する議論に、「最後の扉」という議論がある。「誰かを殺すことは彼の生きるいくつかの機会に、いわば最後の扉を閉めることであるが、死を防ぐのを怠ることは、彼の生きるいくつかの偶然の機会に1つの扉――必ずしも最後の扉とは限らない――を閉めることでしかない[11]」という議論である。誰かを殺すことは確実にその人を殺す行為であるが、誰かが死んでいくに任せることは、その人が結果的におそらく死ぬことになるように振る舞うことなのである。

しかし、前者の積極的な行為のほうが、後者の消極的な行為よりも死をもたらす見込みが高い方法かどうかは、それぞれの場合によるのではないだろうか。積極的な行為あるいは消極的な行為そのものの性質から、一方をより死に至らしめる確実性が高い行為であると言うことはできないのではないだろうか。例えば、寝たきりのおばあさんがいたとして、毒入りの食べ物を与えた場合の方が、何も食べ物を与えなかった場合よりも寝たきりのおばあさんの亡くなる可能性が高いかどうかは、それぞれの場合による。もしかしたら混入させる毒薬の分量を間違えており、おばあさんは毒薬入りの食べ物を食べることで、栄養を摂取することができて生き延びるかもしれない。一方で食べ物を全く与えなくても、他の人がおばあさんの存在に気付き、食べ物を与えることによって生き延びることもありうる。それぞれの場合にその人の命の最後の扉が本当に閉められたかどうかは、それぞれの場合によるため、積極的行為と消極的行為のどちらかを、より確実に人を死なせる行為であると言えるものは何もないのである。積極的な行為と消極的な行為のどちらか一方が、その積極性もしくは消極性がために、他方よりも人を殺す確率が高いと言えない以上、積極的に殺すことと消極的に死なせることの道徳的な重みが異なると言うのは難しいのである[12]。

上記第三節の反論に似た議論として、臓器移植のくじは臓器提供を強制された犠牲者の生存権を侵害しているという批判が考えられる。犠牲者1人の生存権を考えれば確かに侵害していると言えるかもしれないが、臓器移植くじは、病人の生存権が回復するため、むしろ社会全体で見たときには生存権を最大限にできるのである。功利主義者をはじめ、臓器移植くじの制度を擁護する人々は犠牲者のみに着目した生存権は問題にしないだろう。そのため臓器移植くじを拒否する有効な論拠にはなりえない。

---

[11] H・T・エンゲルハート＆H・ヨナス（加藤尚武・飯田亘之編）『バイオエシックスの基礎　欧米の「生命倫理」論』175頁。
[12] H・T・エンゲルハート＆H・ヨナス（加藤尚武・飯田亘之編）『バイオエシックスの基礎　欧米の「生命倫理」論』175頁。

第四節　不養生の人が増える

このくじの制度を実行したとすると、健康な人々は抽選の結果、臓器移植を強制されて死ぬことになる可能性があるが、病人は抽選の対象とならない。その上、臓器移植の恩恵を受けることができる蓋然性が高いと考えて、わざと不養生な生活を送り、病気になる人々が出てくるかもしれないという批判が考えられる。確かに不養生によって臓器疾患を抱えた人々は臓器移植の受益者から外されているとはいえ、健康な人々と違って臓器移植のくじによって殺される可能性は低い。喫煙者や大酒家の人々にとって実に有利な制度にすら見えてくる。

しかし、この杞憂もくじの当選確率による問題である。確率が低ければ、人々はあえて病気になりやすい生き方を選んだりはしないだろう。この社会では人々は臓器疾患の不治の病を、臓器移植によって克服しているため、臓器疾患による死亡率は大きく上方修正されている。一方で不養生によって臓器疾患を抱えた場合、臓器移植くじの受益者になれないため、不治の病にかかった場合、絶望的である。そのため、現代の日本では大酒家であったり喫煙者であったりする人も、自分の不養生によって臓器疾患を抱えている人の生存率が、それ以外の臓器疾患を抱えている病人の生存率を大きく下回るようになったら、むしろ健康的な生き方を選ぶ可能性もある。

第五節　その他の議論

儒教の古い教えである「身体髪膚これを父母に浮く。あえて毀傷せざるは孝の始なり[13]」という考えがある。自分の身体は手足をはじめとして、毛髪や皮膚に至るまですべて親から受け継いだものであるから、傷つけてはならないという教えである。この考えも臓器移植のくじを反対する根拠となりうる。しかし、この儒教の教えにのっとると、現在行われているような無償の臓器提供なども正当化することができない。多くの人々は臓器移植のくじによって臓器を強制的に移植されることには反感を覚えるだろうが、本人の自由意思に基づく無償の臓器提供には反対しないだろう。

ドイツの哲学者であるイヌマエル・カントは「人間は自己自身の所有物ではない[14]」と臓器移植くじの実行はおろか、自己所有権も一切認めない[15]。「なぜなら、人間は、人格である限り、他の事物に関する所有権をもつことのできる主体だからである。さてしかし、仮に人間が自己自身の所有物であるとしたら、人間は、その当人がそれに対する所有権をもつことのできる物件であることになろう。しかし、（中略）当人がそれに関して所有権

---

[13] 栗原圭介編『新釈漢文大系 35　孝経』（明治書院、1986 年）78 頁。

[14] イヌマエル・カント（御子柴善之・中島徹・湯浅正彦訳）「コリンズ道徳哲学」『カント全集 20　講義録Ⅱ』（岩波書店、2002 年）166 頁。

[15] イヌマエル・カント（御子柴善之・中島徹・湯浅正彦訳）「コリンズ道徳哲学」『カント全集 20　講義録Ⅱ』162-171 頁。

をもつことのできるような物件ではありえない。なぜなら、実際、同時に物件でも人格でもあること、換言すれば、所有者でも所有物であることは不可能だからである[16]。」と論ずる。

この議論も前述の儒教の教えと同じように、臓器はおろか毛髪の一切に関わるまで処分・譲渡が許されないとするなら、自己所有権の否定として成り立つ。日本では儒教の教えに従って、親からもらった体に穴をあけることに抵抗を感じるがために、ピアスの穴をあけない人は少数ながら今日でも一定数いるだろう。しかし、私たちは髪が伸びてきたら美容院へ行き、髪の毛をカットしてもらうことに疑問を感じない。腎臓疾患を抱えた家族がいて、自身がドナーとなることができるなら、2 つある腎臓のうちの 1 つを無償で差し出そうとする。儒教の教えに敬虔に従う人々は髪を自由にカットできない。カント哲学の擁護者は自身の健康な腎臓を提供することが叶わない。カントは売買目的でなければ毛髪を切ることを認めているが、臓器提供に関しては、壊死した、あるいは壊死しかけた器官以外の除去は認めておらず、臓器提供に対しては否定の立場をとっている[17]。

髪を切ることや臓器の無償提供に反感を覚えない、あるいは当然視している人々にとって、儒教の教えやカントの議論を臓器移植くじに反対する根拠に用いることはできない。

第六節　臓器移植くじを拒否する自然な論拠

では臓器移植のくじ制度は妥当な制度なのだろうか。もちろん、徹底した平等主義者や功利主義者は、臓器移植のくじを妥当な制度だと言うだろう。しかし、多くの人はこのくじに大きな欠陥があると感じる。なぜなら、「病人はたとえ臓器移植されなければ死んでしまうとしても、他人に対して臓器の提供を要求する権利など持っていない。身体の支配権を持っているのは他の誰でもない本人自身だ[18]」と、信じているためである。人々は自由な意思に基づく臓器の提供は認めても、強制的な臓器の移植は、結果として社会全体で生き延びる人が増えたとしても、認めようとしない。

人々は臓器移植のくじが行われないことによって、病人が亡くなることは仕方がないことであると考えるが、臓器移植くじの結果、健康な人を殺すことは許されないことであると考える。病人が亡くなるのは自分自身の身体に起因した、どうしようもない自然な不幸だと考えているのだ。病人はたとえ臓器提供がなされなければ亡くなってしまうとしても、健康な他人に対して臓器の提供までを要求する権利は持っていないと考える。それは、「身体の支配権を持っているのは他の誰でもなく、自分自身であると信じているか

---

[16] イヌマエル・カント（御子柴善之・中島徹・湯浅正彦訳）「コリンズ道徳哲学」『カント全集 20　講義録Ⅱ』166 頁。
[17] イヌマエル・カント（樽井正義・池尾恭一訳）「人倫の形而上学」『カント全集 11』（岩波書店、2002 年）293-295 頁。
[18] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』50 頁。

ら」という理解が最も自然である。

## 第二章　自己所有権への批判――眼球の再分配

臓器移植くじを提案したジョン・ハリスは、功利主義の観点からこの驚くべき抽選制度を提案した。この制度は前章で述べた通り、平等主義や功利主義の立場などからは正当化できるだろう。しかし、臓器移植くじを否定する人にとっては、自己所有権テーゼがその否定論拠となりうると述べた。では臓器移植のくじに反対する理由として、自己所有権テーゼは本当に正当な論拠なのだろうか。コーエンは『自己所有権・自由・平等』という著書の中で、自己所有権テーゼへの批判のために眼球の再分配を試みている。

### 第一節　片目の再分配

今度は臓器ではなく、眼球の移植技術が高度に発達した社会での想定である。「眼球移植が容易に実現できるとすれば、国家が眼球を提供しうる人々を抽選くじの制度に登録し、このくじに負けた者は、さもなければ片目が見える状態ではなく盲目になってしまう移植者に眼球を一つ譲らねばならない[19]」。この制度は、両目とも見える人々の中から無作為に抽出した人の眼球を、両目とも見えない人に移植するというものである。さっきの臓器移植とは異なり、くじによって選ばれたとしても直ちに死ぬわけではないし、片目は残されるため、平等を促進する再分配制度と言える。とはいえ、ほとんどの人はこの分配制度には同意できないだろう。

### 第二節　「貸与」された眼球の再分配

では、人々の眼球が持って生まれたものではなく、「貸与」された人口眼球であるなら、どうであろうか。人々は眼球を持たずに生まれてくるが、生まれた際に政府から支給された人口眼球を移植される。この人口の眼球は生後間もないころから使い続けないと、成人時に機能しないのだが、人口眼球の一部には故障が起きて使い物にならなくなるものがあるとする。この場合、多くの人は先述した例と同じように、眼球の強制的移植制度は許されないと考えるのではないだろうか。

自己所有権テーゼを否定するコーエンの主張は以下の通りである。もしもこの場合に、眼球の強制的な移植が許されないと考えるなら、その根拠は自己所有権にはない。なぜなら、この場合に提供を強制される眼球は、もともと政府が貸与したものであって、人々が所有しているものではないからである。徹底した平等主義者のコーエンは、この議論を用

[19] G・A・コーエン（松井暁・中村宗介訳）『自己所有権・自由・平等』345-346 頁。

いて自己所有権を否定している。政府から「貸与」された眼球の強制的な移植を受け入れることができないなら、それは自身の器官に自己所有権が及んでいるからであると考えているわけではない。生活に不便をもたらすからなどといった他の根拠に依拠するのだ、という議論を展開している。

### 第三節　眼球の再分配についてのリバタリアンの回答

この議論に対してリバタリアンは、比較的容易に回答しうる。リバタリアンによっては、「自然な眼球の再分配は自己所有権に反する。しかし人口眼球は国から貸与されたものだから、その再分配は自己所有権に反しないので、自己所有権テーゼだけでは反対できない[20]」と認めるかもしれない。しかし、もしリバタリアンが政府から「貸与」された眼球の強制的な移植を受け入れることができないとしても、「人口眼球も自己所有権の一部である。なぜなら『貸与』されたと言っても、それは現実にしっかりと本人の身体の一部になってしまったのだから。それに人口眼球は本人が使ったことによって現在の価値が生まれたのだから、労働によって自分のものにした[21]」のだと、自己所有権テーゼを譲ることなしに答えることができる。

これは貸与されたものが 2 つある眼球ではなく、先ほどの臓器移植くじと同様に、提供を強制されれば死ぬことになる臓器に置き換えても、答えは同じになるだろう。これは徹底して再分配を肯定する経済的平等主義者にとっては、自己所有権論を拒否する根拠となる一方、リバタリアンをはじめとする自己所有権論者にとっては自己所有権を肯定する根拠となる。コーエンの眼球の再分配による自己所有権テーゼ批判は、成功していないと言える。

## 第三章　自己所有権への批判―自己奴隷化契約は否定できるか

自己所有権テーゼへの批判としてよく挙げられるのが、自己所有権を認めると自己奴隷化契約を否定できない、というものである。人々は自己の身体への所有権を持っているため、身体の支配権のみならず、処分・譲渡する権限も当然有している。だから自己所有権論者は所有権の及ぶ身体の譲渡を意味する、自己奴隷化契約を否定できないのである。自己奴隷化契約は、権利の主体である地位を放棄する契約と一般的に捉えられている。

現代では奴隷制度に賛成するような人はおそらく存在しないだろうし、他者に強い権力を行使できるような確立された上下関係においても、以前は躾の一環とされていたような

[20] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』52-53 頁。
[21] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』53 頁。

暴力が虐待とみなされるなど、近年では「下」の権利が重視される傾向が強い。しかし、なぜ人々は自己奴隷化契約を否定するのだろうか。また、本当に自己所有権テーゼでは自己奴隷化契約を否定できないのだろうか。

第一節　危害原理

イギリスの哲学者J・S・ミルの危害原理を支持する人々は、自己奴隷化契約を否定する。ミルは社会生活における個人の自由について議論し、個人の自由の不可侵性を明らかにしていく中で危害原理を提唱した[22]。「人間が個人としてであれ、集団としてであれ、誰かの行動の自由に干渉するのが正当だといえるのは、自衛を目的とする場合だけである。文明社会で個人に対して力を行使するのが正当だといえるのはただひとつ、他人に危害が及ぶのを防ぐことを目的とする場合だけである[23]」と、述べた。ミルは、自由意思に基づいて締結された契約も最大限尊重する立場をとり、契約の不履行者は、法律や世論によって処罰されるとしている。ミルによれば、自分を奴隷として売り渡す契約は、その例外の一つである。「自分自身にとって害になることが契約解除の十分な理由として認められ、（中略）ほとんどの文明国では、自分を奴隷として売る契約や、自分が奴隷として売られることを認める契約は、無効であり、法律によっても世論によっても強制されない[24]」のである。「自分で選択したことは、その選択が本人にとって望ましいか、少なくとも我慢できるものであることを示して[25]」いる。しかし、自分を奴隷として売ることは、自分の自由を放棄することを意味している。自分を売るという行動を一度してしまったら、その後は自由を行使できなくなる。「したがって、自分の人生を自分で決める自由の目的になっている点、その自由が正当だとする根拠になっている点を、自らの行動で無効にすることになる[26]」ため、自由の放棄を意味する自己奴隷化契約が無効であると解されるのは、危害原理の当然の帰結である。

しかし、ミルは同意があれば危害はないとみなされる「同意原則」も支持している。ミルの「同意あれば危害なし」という考えに従うと、自由意志を持つ2人の契約当事者が合意のもとで自己奴隷化契約を締結し、一方の人が他方の人を自身の奴隷とした場合、危害を加えることも含めた包括的な同意を自己奴隷化契約において示しているため、主人が奴隷に危害を加えたとしても、その危害はないということになる。そのため、他者危害の防止という観点からはこの契約に反対することはできなくなる。また、主人が奴隷に危害を加えていないと解される以上、危害の防止のための法律や世論による処罰を当事者に課す

[22] J・S・ミル（山岡洋一訳）『自由論』（光文社、2006年）168-251頁。
[23] J・S・ミル（山岡洋一訳）『自由論』27頁。
[24] J・S・ミル（山岡洋一訳）『自由論』227頁。
[25] J・S・ミル（山岡洋一訳）『自由論』227頁。
[26] J・S・ミル（山岡洋一訳）『自由論』227-228頁。

ことは不当となる。少しひねって、自身の奴隷化に同意した人を「自分自身に危害を加えることに同意した」、すなわち「自分自身に危害を加えている」と解釈することは可能だが、そのような解釈をしてしまうと、自身に危害を加えることに、例えばボクシングの試合を行う場合や手術を受ける場合に、それらを正当化することが困難になる。他者危害原理では、自己奴隷化契約を否定するのは難しい。

第二節　非財産的権利に限定する

日本を代表するリバタリアンの森村は「われわれが自分自身の身体に対して持っている権限は、『自己所有権』ではなく『自己決定権』とか『自律』とでも呼ぶべき非財産的権利であり、その中に自己の身体や生命を譲渡する権限までは含まれない[27]」として、自己奴隷化契約を否定できるかもしれない。

しかし、自己の身体に対して有している権利を非財産的権利に限定されていると解すると、人々は安楽死すらも許されない。不治の病を抱えているために、耐え難く緩和することも叶わない苦痛にさらされている患者が、自身を生かしているチューブを引き抜くことは認められないことになってしまう。そのような状況は多くの人にとって、不当だと感じさせるだろう。

近年では上記の古典的安楽死だけでなく、本人の精神的苦痛や、尊厳のための死も認められている。人生の最期の選択として患者の意思を尊重するために、延命治療の中止を選択して実家に帰ることは、死に直面した患者の権利である[28]。もし、自己の身体に有している権利を非財産的権利に限定するなら、古典的安楽死すら安楽死は容認できないことになる。

第三節　限定されたパターナリズムによる自己奴隷化契約の否定

長期にわたる自己奴隷化は、禁止できると、日本を代表するリバタリアンの森村も考える。なぜなら、「契約時の当事者と、将来の当事者とは重要な意味において別人といえる[29]」ためである。自身を奴隷化することに合意した「将来の人物は、奴隷契約を結んでしまったことを後悔して、重大な点で価値観が変わってしまっている可能性が強いからである。すると奴隷契約は、現在の当事者とは別人になってしまった将来の当人の基本的な自由を侵害するものだから、その禁止は正当化できる[30]。」というのが森村の論拠である。しかし、限定的とはいえこのようなパターナリズムを許すことは、リバタリアニズムの根幹に関わるところである。つまり、「臓器疾患者の臓器を手に入れる機会を増大させる臓器

---

[27] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』56 頁。
[28] 松田純『安楽死・尊厳死の現在』（中央公論新社、2018 年）49-148 頁、203-210 頁。
[29] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』55 頁。
[30] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』62 頁。

売買は認めるが、自己奴隷化契約は認めない」、「臓器の無償譲渡は正当化しうるが、有償譲渡は正当化しえない」、などといった恣意を人々の自由において許してしまうことになり、それはリバタリアニズムの徹底している自由を損ねうる。

第四節　契約の当然的帰結

自由主義思想家の笠井潔は、その著書『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』において、自己奴隷化契約について検討している[31]。笠井は「売買されえない最大のものが、人間それ自体だろう[32]」とし、自己奴隷化契約を否定している。過去にはギリシャなどで、破産した市民が借金の返済のために自身を奴隷として売ることが、認められていた。もちろん世界的な潮流として、人身売買はタブー視されているし、笠井も当事者の自由意思に基づかない奴隷制度に起因するような奴隷契約は、当然に否定している。しかし、それらは「人権に反するという理由で、市場から奴隷商品が追放されたのではない、それは商品交換の原理が貫徹された、ある意味で必然的な結果なのだ。『譲渡なくして所有なし』という所有論を前提とすれば、譲渡が可能となるのは、譲渡行為の前に所有者なるものが、あらかじめ存在しているからではないという結論になる[33]。」とする。「財を商品として売るためには、売り手である私と、そして買い手である他人とが、ともに所有権をもつ主体であると見なされることが前提になる。そこからは必然的に、交換行為の主体である自分自身を売ることはできないという結論が導かれる。権利主体は相互的なのだから、とうぜん他人を買うこともできない[34]。」そのため、自分をまるごと売り渡すような自己奴隷化契約も、「はじめから理論的に成立不可能[35]」であるとする。自己奴隷化契約をはじめとし、あらゆる契約は前提として契約の主体となる両当事者が、契約締結能力を有している必要がある。しかし、奴隷契約は自己に関する一切の権利を主人に譲渡し、自己の有する一切の権利を放棄する契約であり、契約締結と同時に契約締結能力も失う。そのため奴隷契約の成立と同時に、一方当事者が契約締結能力を有さないことになり、奴隷契約が有効に成立することはない。

一夫一妻制を前提とした婚姻契約は、自己奴隷化契約を上記のように理解すると似たような体裁をとる。「婚姻契約を締結しうる地位」すなわち、「独身」を婚姻契約は失うことを意味する。婚姻契約は契約締結時に両当事者の婚姻契約締結能力（独身であること）を要求するが、契約が成立すると同時に両当事者は婚姻締結能力を失う。しかし、自己奴隷化契約の時とは異なり、「独身者がその地位を捨てて結婚するのは理論的に不可能だなど

---

[31] 笠井潔『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』（光文社、2000 年）106-137 頁。
[32] 笠井潔『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』107 頁。
[33] 笠井潔『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』109 頁。
[34] 笠井潔『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』112 頁。
[35] 笠井潔『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』112 頁。

とは誰も言わない[36]」。それならば、自己奴隷化契約を否定することはできない。

第五節　自己奴隷化契約と自己所有権テーゼとの検討

自己所有権を肯定する立場に立つと、自己奴隷化契約を肯定せざるを得ないのである。

J・J・ルソーは、上記笠井の議論に加えて「ある人にすべてを要求しうるとすれば、その人から何の拘束もうけないことは明らかではなかろうか？そして代償もあたえず、交換もしない、というこの条件だけで、その約束行為は無効だということになりはしないか？なぜなら、わたしのドレイはわたしにたいして（原文ママ）、いかなる権利をもつであろうか？というのは、すべて彼のものはわたしのものであり、また、彼の権利はわたしの権利であるからには、この〔彼のわたしに対する〕権利はわたしに対するわたしの権利ということになり、それは何の意味もない[37]」と言う。ルソーは、自己奴隷化契約が不法であるばかりでなく、奴隷となる者に何の利益ももたらさない点から、そもそも自発的に自己奴隷化契約に同意するとは考えられないと、自己奴隷化契約を無効であるとした[38]。

確かに、自己奴隷化契約を好んで締結する完全に自由で理性的な人を想定するのは難しい。しかし、ここでは自己の身体への処分・譲渡は可能かどうかについて議論しており、実行する人がいないから無効だと解するのは、自己の身体を処分・譲渡権利を有するのか、という議論への答えにはならない。結局のところ、臓器移植くじに反対する人々にとって、自己奴隷化契約を否定するような論拠は存在しないのである。自己奴隷化契約は一切の権利を放棄し、主人に自身の生殺与奪すらも委ねかねないため、一見非常におぞましい契約である。しかし、人々が真に自由であるためには、人々の真なる自由と両立できる正当な否定論拠がない以上、自己奴隷化契約へのパターナリスティックな防止すらも認めてはならないのである。自己奴隷化契約は恐ろしい契約ではあるが、臓器移植くじを拒否したいと考える人々にとっては、自己奴隷化契約を否定できないことは仕方のないことなのである。

おわりに

自己所有権は、時として自己奴隷化契約の肯定といった簡単には受け入れがたい結論をもたらすことがある。しかし、その帰結は権力の恣意的な自由の制限の排除も同時に意味する、非常に強力な自由権を擁護する論拠となりうる。自己所有権は「私の身体は私のものである。」という、誰もが感じうる当たり前の感覚を出発点としている点に強みがある。

---

[36] 森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』60 頁。
[37] J・J・ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳）『社会契約論』（岩波書店、1997 年）23 頁。
[38] J・J・ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳）『社会契約論』20-27 頁。

臓器移植くじや眼球の再分配は、徹底した平等主義者や功利主義者にとって、平等の実現や功利の最大化を図るための有効な制度である。しかし、見ず知らずの病人に自身の臓器や眼球の提供を強制されることには、反発を感じる人々がほとんどだろう。第一章では臓器移植くじを拒否するための様々な論拠を提示し、自己所有権テーゼ以外の論拠が臓器移植くじを拒否することは難しいことの検討を試みた。第二章で自己所有権テーゼへの批判としてコーエンの提示した眼球の再分配を検討し、回答することを試みた。そして、眼球の再分配について否定的な立場であっても、自己所有権テーゼを譲ることなく拒否できることを確認した。第三章で自己奴隷化契約を否定する様々な論拠を、臓器移植くじの拒否と両立できるか検討し、自己奴隷化契約の否定と臓器移植くじの拒否は両立できないことの確認を試みた。本稿ではこれらによって自己所有権の正当化に成功していると考え、「私自身の所有権者は私である」という結論を提示し、本稿を締めくくりたいと思う。

参考文献一覧

・今村健一郎『労働と所有の哲学―ジョン・ロックから現代へ』（昭和堂、2011 年）32 頁
・笠井潔『国家民営化論：ラディカルな自由社会を構想する』（光文社、2000 年）106-137 頁
・ジョン・ロック（加藤節訳）『完訳　統治二論』（岩波書店、2010 年）32-33 頁
・H・T・エンゲルハート＆H・ヨナス（加藤尚武・飯田亘之編）『バイオエシックスの基礎　欧米の「生命倫理」論』（東海大学出版会、1988 年）170-184 頁
・ジョン・ロールズ（川本隆史・福間聡・神島裕子訳）『正義論　改訂版』（紀伊國屋書店、2010 年）10-16 頁
・栗原圭介編『新釈漢文大系 35　孝経』（明治書院、1986 年）78 頁
・J・J・ルソー（桑原武夫・前川貞次郎訳）『社会契約論』（岩波書店、1997 年）20-27 頁
・イヌマエル・カント（樽井正義・池尾恭一訳）「人倫の形而上学」『カント全集 11』（岩波書店、2002 年）293-295 頁
・ロバート・ノージック（嶋津格訳）『アナーキー・国家・ユートピア：国家の正当性とその限界』（木鐸社、1992 年）253-381 頁、451-474 頁
・G・A・コーエン（松井暁・中村宗介訳）『自己所有権・自由・平等』（青木書店、2005 年）1-23 頁、95-129 頁、165-202 頁、233-276 頁、297-348 頁
・松田純『安楽死・尊厳死の現在』（中央公論新社、2018 年）49-148 頁、203-210 頁
・イヌマエル・カント（御子柴善之・中島徹・湯浅正彦訳）「コリンズ道徳哲学」『カント全集 20　講義録Ⅱ』（岩波書店、2002 年）162-171 頁
・森村進『自由はどこまで可能か　リバタリアニズム入門』（講談社、2001 年）13-83 頁
・J・S・ミル（山岡洋一訳）『自由論』（光文社、2006 年）10-31 頁、168-251 頁
・米原優「危害原理と自己奴隷化契約」『文化と哲学 29』（静岡大学哲学会、2012 年）47-62 頁